

3 月 2 日 ( 第 1 号 )

# 令和8年豊能町議会3月定例会議会議録目次

令和8年3月2日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	4
町長あいさつ	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	5
令和8年度町政運営方針	5
（報告）	
第2号報告 専決処分の報告の件（令和7年度豊能町一般会計補正予算）	12
（議案提案説明）	
第3号議案 豊能町犯罪被害者等支援条例制定の件	13
第4号議案 豊能町環境基金条例制定の件	14
第5号議案 豊能町スクールバス運行に関する条例制定の件	14
第6号議案 豊能町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件	15
第7号議案 豊能町職員旅費条例改正の件	17
第8号議案 町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例改正の件	17
第9号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件	18
第10号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件	18
第11号議案 豊能町都市公園条例改正の件	19
第12号議案 豊能町都市計画審議会条例改正の件	20
第13号議案 豊能町立学校等屋内運動場及び施設設備の使用に関する条例改正の件	20
第14号議案 豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準	

	を定める条例改正の件……………	20
第15号議案	豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについて……………	21
第16号議案	令和7年度豊能町一般会計補正予算（第12回）の件……………	23
第17号議案	令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）の件……………	25
第18号議案	令和8年度豊能町一般会計予算の件……………	26
第19号議案	令和8年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件……………	28
第20号議案	令和8年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件……………	29
第21号議案	令和8年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件……………	30
第22号議案	令和8年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件……………	31
第23号議案	令和8年度豊能町下水道事業会計予算の件……………	32
第24号議案	豊能町介護保険条例改正の件……………	33
散 会 の 宣 告	……………	34

## 令和8年豊能町議会3月定例会議会議録（第1号）

年 月 日 令和8年3月2日（月）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 12名

1 番	西 美江	2 番	内田 香織
3 番	林 和利	4 番	高野 光一
5 番	池田 忠史	6 番	才脇 明美
7 番	中川 敦司	8 番	寺脇 直子
9 番	管野英美子	10番	永並 啓
11番	小寺 正人	12番	秋元美智子

欠席議員 なし

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上浦 登	副 町 長	高木 仁
教 育 長	板倉 忠	政 策 監	大西 隆樹
総 務 部 長	入江 太志	生活福祉部長	小森 進
都市建設部長	坂田 朗夫	こども未来部長	仙波英太郎

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	平田 旬
書 記	岡 篤史		

## 議事日程

令和8年3月2日（月）午前9時30分開議

- |        |   |
|--------|---|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名                              |
| 日程第 2  | 令和8年度町政運営方針                             |
| 日程第 3  | 第2号報告 専決処分の報告の件（令和7年度豊能町一般会計補正予算）       |
| 日程第 4  | 第3号議案 豊能町犯罪被害者等支援条例制定の件                 |
| 日程第 5  | 第4号議案 豊能町環境基金条例制定の件                     |
| 日程第 6  | 第5号議案 豊能町スクールバス運行に関する条例制定の件             |
| 日程第 7  | 第6号議案 豊能町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件 |
| 日程第 8  | 第7号議案 豊能町職員旅費条例改正の件                     |
| 日程第 9  | 第8号議案 町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例改正の件        |
| 日程第 10 | 第9号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件              |
| 日程第 11 | 第10号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件                  |
| 日程第 12 | 第11号議案 豊能町都市公園条例改正の件                    |
| 日程第 13 | 第12号議案 豊能町都市計画審議会条例改正の件                 |
| 日程第 14 | 第13号議案 豊能町立学校等屋内運動場及び施設設備の使用に関する条例改正の件  |
| 日程第 15 | 第14号議案 豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例改正の件 |
| 日程第 16 | 第15号議案 豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについて         |
| 日程第 17 | 第16号議案 令和7年度豊能町一般会計補正予算（第12回）の件         |
| 日程第 18 | 第17号議案 令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）の件   |
| 日程第 19 | 第18号議案 令和8年度豊能町一般会計予算の件                 |
| 日程第 20 | 第19号議案 令和8年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件       |

- 日程第21 第20号議案 令和8年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件
- 日程第22 第21号議案 令和8年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 日程第23 第22号議案 令和8年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
- 日程第24 第23号議案 令和8年度豊能町下水道事業会計予算の件
- 日程第25 第24号議案 豊能町介護保険条例改正の件

開会 午前9時30分

○議長（永並 啓君）

皆様、おはようございます。

本日から3月会議が開会いたします。

3月会議では、町長より令和8年度の町政運営方針が示されます。議員の一般質問は3か月に1回しかできませんし、町政運営方針に対する質問は1年に1回、つまり議員の任期中にたった4回しか質問できないわけです。本当に貴重な時間です。

9月の選挙で初めて議員になられた方はまだまだ慣れない部分もあるかもしれませんが、皆様の後ろには投票して下さった多くの有権者がいますので、失敗を恐れず、しっかりと準備をして臨んでいただけたらと思います。

それでは着座にて進めさせていただきます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、令和8年豊能町議会3月定例会議を開会いたします。

それでは、定例会の開会に当たりまして町長より挨拶がございます。

上浦登町長。

○町長（上浦 登君）

皆様、おはようございます。

本日3月定例会議開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様にはお忙しい中御参集賜り、誠にありがとうございます。

今年の冬は豊能町でも数年に一度の規模の積雪となるなど、例年にも増して厳しい寒さとなりましたが、3月に入り、その寒さも峠を越した感がございます。これから三寒四温、寒暖差が激しい季節の変わり目となります。3月の定例会議は約1か月の期間がございましたので、体調には十分御留意いただきますようお願い申し上げます。

さて、私ごとでございますが、本日、令和8年3月2日で、町長に就任をさせていただき、丸3年となりました。この間、本町の最大の懸案事項の一つでありますダイオキシン問題の解決に向けた取組をはじめ、子育て世代に対する支援や高齢者等に対する支援、人口流入対策、さらには学校や公共施設の再編整備等々、様々な施策に議会の皆様に御理解、御協力をいただきながら、そして、多くの町民の皆様の御理解、御協力をいただきながら、我がまち豊能町のために、全ては次世代のために、先送りすることなく、懸命に歩を進めてまいりました。おかげをもちまして、少しずつではありますが、前に進んでいるものと思っております。本当にありがとうございます。

後ほど議長のお許しをいただきまして、令和8年度の所信の一端を述べさせていただきますが、引き続き、山積する課題等について、決して諦めずに、一つ一つ丁寧に、そして、しっかりと施策の実現に向け、取組をさせていただき、さらに豊能町を前に進めてまいる所存でございますので、議員の皆様方におかれましては、引き続き御理解、御協力を賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

改めまして、本日3月定例会議に当たり、議案といたしまして、条例制定、条例改正、令和7年度の補正予算、令和8年度当初予算などの御提案をさせていただいております。多くの案件を御提案させていただいておりますが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（永並 啓君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお、3月定例会議の会議期間は、本日から3月24日までの23日間といたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、9番・管野英美子議員及び11番・小寺正人議員を指名いたします。

日程第2「令和8年度町政運営方針」を議題といたします。

町長から町政運営方針の説明を求めます。

上浦登町長。

○町長（上浦 登君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、令和8年度の町政運営方針を申し述べさせていただきます。

はじめに。

豊能町議会3月定例会議の開会に当たり、令和8年度の町政運営における基本的な考え方と主な施策を申し上げ、町議会議員並びに住民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和8年3月で町長に就任してから3年が経過し、任期も最終年を迎えることとなりました。就任してからこの間、議員各位をはじめ、住民の皆様の御指導、御理解をいただきながら、町政のさらなる発展に向け、「誰もが安心して住み続けることのできるまち」を目指して、目の前の課題一つひとつに全力で取り組んでまいりました。

しかしながら、改めて本町をはじめとする基礎自治体の置かれた状況を鑑みますと、近年の物価高騰や加速するデジタル社会への対応、さらには深刻さを増す人口減少や社会構造の変化など、大きな時代の転換期を迎えております。

本町におきましても、人口の減少や少子高齢化とともに、地域の活性化が課題とな

っており、これまで移住就職応援支援金や既存空き家除却補助金等の定住人口の増加策、中学校給食の無償化や5歳児健康診査の導入等の子育て支援策、ひとり暮らしの高齢者等を対象とした見守りサポート事業などに取り組んでまいりました。

さらに、運転免許証を自主返納した高齢者を対象とした公共交通機関の運賃の一部補助や交通事業者への支援等、地域交通の維持活性化に向けた施策を講じるとともに、地域のにぎわいづくりや活性化を図るための取組も推進してまいりましたが、この間、人口の減少を抑制するまでには至っておらず、そのため、令和8年度も引き続き、こうした施策を進めるとともに、新たな子育て支援策や高齢者支援策、地域の活性化施策に取り組んでまいります。

令和8年4月には、いよいよ東西それぞれの地区で義務教育学校が開校いたします。多様な価値観が共存する時代におきまして、未来を担う児童・生徒が自ら学び、自他とともに大切にしながら、「豊能町に誇りを持ち、自信を持って社会を生き抜く子ども」を育てられるよう、学校や家庭、地域と連携しながら、質の高い学習環境の確保に万全を期してまいります。

本町におきましては、これからも人口の減少が続くものと思われませんが、そうした状況におきましても、「将来にわたり持続可能なまち」とするため、令和7年度に策定した豊能町新たな行財政改革推進計画に基づき、民間委託や民営化による事業の見直し等により、行政運営の効率化を図るとともに、東西それぞれの地区にある公共施設の再編整備や庁舎整備（耐震化）などの大規模な事業につきましても、将来の財政負担を十分に考慮し、安全で利便性の高い住民サービスの拠点となるよう、整備に取り組んでまいります。

これまで、町長に就任して以来、未来への責任を果たすため、様々な施策に取り組んでまいりましたが、本町を取り巻く環境は、依然として厳しいものがございます。令和8年度におきましても、本町の置かれている状況を踏まえ、「将来にわたり、誰もが安心して住み続けることができる持続可能なまち」の実現に向け、様々な施策に取り組んでまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

令和8年度当初予算案。

本町の財政状況は、令和6年度一般会計の決算で、実質収支は5億2,101万円の黒字となりました。しかしながら、長年の課題である町税の減少傾向は継続しており、国の財政措置によっては、町の財政状況が大きく左右される状況が続いております。

経常的な収支である一般財源がどの程度経常的な経費に充てられているかを示す経常収支比率は96.4%と、前年度より4.4ポイントの増加となりました。また、基金の取崩しによる財政運営は続いており、基金残高の減少と財政状況の硬直化は今後も続くと予想されます。

さらに、今後も公共施設再編や庁舎整備などの大規模投資や、高齢化等により増加する医療費等の社会保障関係経費に加えて、コロナ禍以降の国の臨時経済対策の動向や、物価高騰の影響により、多額の財政負担が見込まれます。

このため、令和8年度当初予算編成方針におきまして、将来にわたり持続可能な財政運営に向けた財政構造の変革を進めるため、今までの事業体系にとらわれることなく、全ての事業をゼロベースで再度精査するとともに、国・府の交付金、補助金及び過疎指定を受けたことによる国の有利な補助金や地方債を最大限に活用できるよう情報収集を行い、十分に精査した上で、限ら

れた財源を効果的かつ実効性のある施策に重点的に配分いたしました。

本町の令和8年度当初予算案の総額は、一般会計79億6,800万円、特別会計58億7,500万円、下水道事業会計15億3,500万円、合計153億7,800万円でございます。

こうした厳しい財政事情の中、総合まちづくり計画の将来像である「自然に抱かれた多様性・創造性で未来が輝くまち とよの」の実現に向けた施策をいかに実行していくのか、令和8年度における施策につきまして、三つの基本指針に沿って順次御説明を申し上げます。

基本指針1「住民主役のまちをつくり出す“ひとづくり”」について。

#### 1. まちの未来につながる教育の推進。

令和8年4月にいよいよ義務教育学校として、「とよの東学園」、「とよの西学園」が開校いたします。9年間の義務教育を通じた特色ある教育を実施するとともに、地域とつながる学校運営を進めてまいります。

また、保育所、幼稚園、認定こども園及び学校が一体となった「学校運営協議会」を設置して、ゼロ歳から15歳までの15年間の「学び」と「育ち」をつなぐ保幼小中一貫教育をさらに推進してまいります。「豊能町に誇りをもち、自信をもって社会を生き抜く子ども」を育むために、豊能町の「豊かな自然」と「豊かな人材」を活かし、所園学校・家庭・地域・行政が協力し合い、地域とともにある所園学校づくりを目指してまいります。

日々の授業におきましては、個別最適な学びを実現し、児童生徒の学力向上を目指して、1人1台のタブレットを活用したタブレットドリルを導入いたします。タブレットドリルの導入により、児童生徒一人ひとりの習熟度に応じ、自分のペースで問題を解くことができるなど、理解が深まり、

学習の定着が図れます。

さらに、児童生徒への夏の猛暑・熱中症対策として、安全・快適に学校生活が送れるよう、最適な環境整備に努めてまいります。

なお、「とよの東学園」につきましては、令和11年4月から東能勢小学校校舎に移転することになりますが、引き続き、教育機会の均等、教育水準の維持向上が図れるよう、移転に伴う工事の基本設計を行ってまいります。

こうした学校教育の充実に加え、子育て世代における子どもの発達支援や不登校支援等につきまして総合的に相談や支援を行うため、こども総合支援センターを設け、母子保健・児童福祉・教育の関係する部局で緊密な連携を図りながら、さらなる支援の取組を進めるとともに、妊娠期から18歳までの一体的な支援体制の構築を目指してまいります。

また、令和5年度から実施しております中学校給食の無償化に加え、令和8年度からは国の交付金を活用し、新たに小学校給食を無償化することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減と栄養バランスの取れた給食の提供に努めてまいります。

さらに、豊能町在住で高等学校等に通学する生徒のいる家庭の経済的負担の軽減を目的に、令和6年度から実施している高校生通学費の一部補助事業につきましても、補助額を引き上げ、将来を担う人材の育成に取り組んでまいります。

西地区における公私連携幼保連携型認定こども園の設置につきましては、運営法人与自然と協定を締結し、令和11年4月の開園に向け、保護者代表・運営法人・町で構成する三者協議会において、準備、検討を進めてまいります。民営化に伴う子どもや保護者の不安を和らげ、円滑な保育・教育の引継

ぎができるよう努めてまいります。

生涯学習や健康づくりの拠点であるスポーツセンターシートスにつきましては、テニスコートの全面張替えを行うなど、今後も安全・快適に施設を利用できるよう、施設整備に取り組んでまいります。

2. いつまでも健康で、みんなが活躍するまち。

誰もが元気で健やかに暮らせるよう、医療環境の整備と地域医療の充実を図るため、整形外科など町内に不足している医療機関を開設する者に対し、財政支援を行うことにより、住民が安心して医療サービスを受けることができる医療体制の安定及び充実を図ってまいります。

また、現在行っている成人歯科検診につきましては、近年の若年者の歯周病の罹患率が増加していることを踏まえ、新たに20歳以上35歳以下の方を対象に加え実施することで、生涯を通じた歯周病対策を推進し、口腔の健康維持への意識向上と健康寿命の延伸を図ってまいります。

高齢者の地域での生活を支援する地域包括支援センターにつきましては、運営業務を民間委託することにより、高齢者の皆様に、住み慣れた地域でより安心して暮らしていただけるよう、機能強化を図ってまいります。

さらに、住民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため、豊能町犯罪被害者等支援条例を制定し、本町の犯罪被害者等に対し、支援を行うことで、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減、回復を図ってまいります。

3. 安心して子どもが産める環境づくり。

次世代を担う子どもたちの健やかな生命を守るため、2歳までのほとんどの乳幼児が一度は感染するRSウイルス感染を予防するため、妊婦に対して予防接種を実施し、

乳幼児の重症化予防を図ってまいります。

また、保健師等による訪問事業に加え、令和7年度より実施している育児訪問見守りギフト事業につきましても、引き続き実施することで、満1歳までの乳児を養育する方の負担軽減と子育て情報の提供を図るとともに、孤立や虐待の予防、早期発見に努めてまいります。

さらに、ふたば園におきましては、6か月以上3歳未満の未就園児を対象に、乳児等通園支援事業として新たに「こども誰でも通園制度」を開始いたします。

あわせて、西地区の子育て支援センター「すきっふ」で実施している一時預かり事業につきましても、「こども誰でも通園制度」との均衡を図るため、利用料の見直しを行い、子育て世帯の支援の充実に努めてまいります。

4. まちを好きと思ってもらえる移住・定住促進。

町への移住・定住の促進を図るとともに、町内の企業等における人手不足の解消を図るため、引き続き、大阪府外からの移住者を対象とした移住就職応援支援金制度を実施してまいります。

また、空き家を循環利活用し、定住促進による地域の活性化を図るため、現在行っています、空き家のリフォーム工事及び家財道具等の処分に対する補助制度につきましても、補助額の上限を引き上げ、さらなる利用促進を図ってまいります。

さらに、住宅の流動化や住民の安心・安全な居住環境の確保、町外からの転入促進を図るため、所有空き家の除却に対する補助制度を継続して実施いたします。

加えて、本町で新生活を始める新婚世帯に対し、新居の住宅取得費用やリフォーム費用、家賃、引っ越し費用などを支援する制度を引き続き実施することで、空き家の

活用や移住・定住の促進及び地域における少子化対策の強化を図ってまいります。

また、豊能町出身者のUターンを促進し、移住者の増加と地域の担い手を確保するために、令和7年度に引き続き、Uターンにより転入された方を対象とした支援金制度を実施してまいります。

地域の魅力創出につきましては、民間企業と連携し、その専門知識等を活かしながら妙見口駅前の活性化に取り組むとともに、吉川町営住宅跡地で二地域生活滞在実証実験を実施することにより、参加者に「もう一つの暮らし」を実体験できるサービスを提供し、交流人口の増加を図ってまいります。

さらに、地域住民や団体が主体となって、より多くの人たちが参加でき、町内におけるまちの活性化につながる取組に対しましても、引き続き補助金を交付し、支援してまいります。

これらと並行し、豊能町のファンを増やす取組として、イメージキャラクター「とよのん」を活用した「ゆるバース」や各種イベントへの参加などのPR活動を通じて、本町の様々な魅力や特性、また、特産品や観光資源等をフェイスブックやインスタグラムなどを効果的に活用しながら、町内外に積極的に発信してまいります。

さらに、本町は、令和9年度に町制施行50周年の大きな節目を迎えることから、周年記念事業の準備として、町勢要覧及びPR動画の作成、記念ロゴマークの募集を行いながら、広く住民に周知を図り、町制施行50周年に向けた機運醸成に努めてまいります。

基本指針2「未来の活力を生み出す“しごとづくり”」について。

1. まちで働く人を応援。

令和5年3月策定の第3次豊能町都市計

画マスタープランに掲げる「自然と町が調和する多様性・創造性のまち とよの」の実現に向け、町内市街化区域の幹線道路沿道や主要公園等を中心として、用途地域を第一種低層住居専用地域から第二種低層住居専用地域に見直し、カフェや小規模店舗等の建築を可能とすることで、生活利便性の向上やにぎわいの創出に努めてまいります。

道の駅につきましては、令和7年度に行いましたサウンディング型市場調査の結果につきまして検証を行いながら、引き続き、財政負担をはじめ、周辺環境や社会の情勢の変化を踏まえ、実現の可能性を検討してまいります。

また、東地区の公共施設再編に併せて整備する賑わい施設につきましては、地域の活性化や雇用の創出が図られるよう、活用方法について検討してまいります。

さらに、義務教育学校の開校により閉校となる西地区の三つの小学校の跡地利活用につきましては、令和7年度に策定した学校施設跡地利活用に関する基本方針におきまして、地域での利活用と併せて、民間事業者等による利活用について検討することから、その市場性を把握し、利活用の実現可能性を幅広く検討するためのサウンディング型市場調査を実施し、財政負担を含め、その実現性を検討してまいります。

## 2. 地域経済を循環させる。

農業に関しましては、高齢化の進行等に伴い、後継者不足が深刻化していることから、担い手への農地の集積・集約化を進め、生産性の向上を図り持続可能な農業経営を目指すため、牧地区及び高山地区においては、農地中間管理機構関連農地整備事業（ほ場整備）に取り組んでいます。

牧地区は令和4年度から、高山地区にお

きましては令和6年度から工事に着手してありますが、今年度も引き続き、関係各位と連携を図りながら、安全かつ着実に工事を進めてまいります。

高山コミュニティセンターにつきましては、休館中の旧校舎棟及び旧体育館棟の利活用に加え、周辺エリアを含めた地域資源を幅広く活かし、町全体の活性化につなげられるよう、現在、指定管理者及び関係事業者と協議を重ねております。

今後は、施設の設置趣旨を踏まえ、民間事業者の知見や手法を取り入れながら、関係者と連携し、具体化に向けた調整を進めてまいります。

また、物価や燃料価格の高騰などによる影響を受けている住民の皆様への生活支援と消費喚起による地域経済の活性化を図るため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町内店舗などで利用できるお買い物券を配布いたします。

## 3. 地域産業を元気にする6次産業化。

地域の農林水産物や人材、技術を生かし、持続可能な6次産業化を推進してまいります。そのため、付加価値の創出と販路拡大により地域産業の活性化と所得向上を図るとともに、環境に配慮した持続可能な生産・消費の循環づくりを進めてまいります。

令和3年5月に示された国の「みどりの食料システム戦略」では、化学合成農薬・化学肥料や化石燃料の使用抑制等を通じた環境負荷低減を図り、将来にわたり食料の安定供給と農林水産業の持続的な発展を目指すこととされています。本町におきましても、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動等に取り組む農業者への支援を実施いたします。

また、野生鹿、猪等の農林業被害は、収益を減少させるだけでなく、従事者の意欲を減退させることから、被害を最小限に

留めるため地元猟友会の協力のもと、個体数の調整を行うとともに、可動式の有害鳥獣捕獲檻貸出しや、獣害防止柵等設置費用の助成を行ってまいります。

あわせて、狩猟従事者減少の問題に対しましても、狩猟免許取得に係る費用の補助を実施し、人材育成を図ってまいります。

さらに、地域活性化起業人制度を活用し、民間企業の知見や手法を活かしながら、町内の企業や農家の方々と連携し、新たな加工品の開発や、町の農産物の魅力向上、販路拡大を図ってまいります。

基本指針3「緑の中で楽しく暮らせる“まちづくり”」について。

1. 住民の生活の質（QOL）向上をめざしたコンパクトなまちづくり。

本町のまちづくりにおける大きな課題の一つである地域公共交通施策に関しましては、阪急バス及びデマンドタクシーのお試し乗車券を全戸配布することにより、公共交通の利用機会を創出するとともに、公共交通の利用に対する意識醸成や利用の促進を図ってまいります。

東地区では、阪急バスの路線廃止等により交通空白になった地域におきまして、社会実験として定時定路線実証運行を実施し、今後の地域公共交通の在り方を検討してまいります。

また、人口減少等による地域公共交通の利用者数の減少、深刻な運転士不足などへの対策として、引き続き、新たに地域公共交通事業者就業した方に対しまして、就職支援金や生活支援金を支給いたします。

さらに、運転免許証を自主返納した高齢者を対象とした公共交通機関の運賃の一部補助につきましては、補助額の引上げを行い、高齢者の安全と移動手段の確保及び公共交通機関のさらなる利用促進を図るとともに、交通事業者の支援に努めてまいります。

す。

地域公共交通の減便、高齢化による運転免許証自主返納者の増加等により、地域における移動手段の確保が困難となっているため、コミュニティ・カーシェアリングの導入に向けた組織の立上げを希望する地域や団体に対する伴走支援を行ってまいります。

東地区における公共施設の再編につきましては、令和7年度に策定した基本計画及び基本設計に沿って、「ただいまとおかえりが響き合うオープンな場所」、「みんなで集まる居間のような拠点」をコンセプトとして、中央公民館、老人福祉センター永寿荘、ふれあい文化センター、国民健康保険診療所の四つの施設を集約した複合化施設の建設に向け、実施設計に取り組んでいくところでございます。今後は、既存施設の解体や用地整備等を行いながら、令和10年4月の供用開始を目指し取り組んでまいります。

なお、東地区におきましては、公共施設の再編整備により、令和10年度には複数の公共施設の用途が廃止されることとなるため、跡地の利活用につきまして、各施設の特長や周辺環境を踏まえ、地域の皆様の御意見も伺いながら、考え方や方向性を整理してまいります。

また、西地区につきましても、住民の利便性を考慮し、ふれあい広場から豊寿荘までの間における具体的な建設場所、施設の規模、備えるべき機能等を取りまとめた整備方針につきましてお示しできるよう、引き続き基本計画の策定に取り組んでまいります。

一方、防災面におきましては、町全体の防災力の強化を図るため、町域内で発生するおそれのある災害等の非常事態に備え、計画的に避難所の備蓄品の整備を行うとと

もに、地域の防災体制及び避難体制の充実を図るため、地域自主防災組織等が実施する防災活動や避難活動のための環境整備に係る費用の一部を助成いたします。

また、災害時に円滑な避難所運営を行うためには、住民の方々と町が継続的に連携協力して運営できる体制を整えることが重要であることから、避難所運営リーダー等の養成につきましても検討し、災害時の体制強化に努めてまいります。

聴覚に障害をお持ちの方やデジタル機器に不慣れな方などに対しましては、災害情報や緊急情報等を日常的に利用されているテレビを活用して配信いたします。

消防団につきましては、各種災害時における多様なニーズに対応するため、消防署とのさらなる連携強化を図るとともに、近年、全国各地で発生している林野火災等に対応するため、引き続き、常備消防機関と合同で訓練を実施いたします。

また、日常生活の安全確保に関しましては、高齢者の特殊詐欺被害等を未然に防止するため、引き続き、特殊詐欺等対策機能を有する機器を購入・設置する高齢者世帯に対し、購入費用の一部を補助いたします。

さらに、公有財産を有効に活用し、地域の活性化を図るため、ときわ台地区浄水場跡地を整備し、パークアンドライド等の駐車場として活用いたします。

公園や道路、橋梁の維持管理等につきましては、多額の費用がかかることから、地域活性化起業人制度を活用し、その知見や手法を活かしながら、安心・安全で簡易に維持管理ができる仕組みづくりを構築するとともに、公園施設の統廃合を含め、今後の利活用を検討してまいります。

町道の老朽化した舗装及び道路反射鏡等の道路附属物につきましては、点検結果をもとに策定した舗装個別施設計画、道路附

属物修繕計画に基づき、計画的に更新を行うことで交通の円滑化を図るとともに、安全性の維持・確保に努めてまいります。

あわせて、安心・安全に通行できる生活道路の機能向上を図るため、光風台駅前エスカレーター横の通路につきましては、老朽化が激しいことから、利便性の向上と現行基準に合わせるための大幅な整備を行うもので、今年度につきましては、改修のための詳細設計を実施いたします。

町内の道路橋につきましては、安全で安心して通行できるよう、法令点検結果をもとに策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した橋梁の修繕を行い、長寿命化を図ってまいります。

2. 人が活躍できる地域コミュニティづくり。

令和5年度に創設したこども食堂支援補助金につきましては、これまで5団体に活用いただくなど、地域に根づいた事業となっております。今後とも、子どもの健やかな成長の促進と子どもが安心できる地域の居場所づくりを推進するとともに、保護者の交流の場、さらには経済的に困難を抱える家庭の負担軽減を図るよう、取り組んでまいります。

3. 低炭素社会の実現による持続可能なまちづくり。

ダイオキシン問題につきましては、長年にわたり、本町における大きな課題であり、地域の皆様をはじめ、多くの皆様に御心配と御負担をおかけしてまいりました。

このような中、余野地域の皆様をはじめ、多くの皆様の御理解と御協力をいただき、昨年6月に廃棄物管理施設の設置工事に着手することができました。11月には掘削工事をはじめとする準備工事が完了し、現在は廃棄物を安全かつ適切に格納するための施設本体工事を進めているところです。

本施設の整備に当たりましては、工事の安全性に最大限配慮しながら、地域住民の皆様や関係機関との連携を密にし、情報共有や意見交換を重ねてまいりました。

今後につきましても、地域住民の皆様の安心・安全を最優先に、施設の完成に向けて万全を期してまいります。

むすびに。

以上、新年度の町政運営に臨む所信の一端と主な施策の概要につきまして申し上げます。

本町では、今後も少子高齢化や人口減少に加え、激甚化する自然災害への備え、さらにはデジタル技術の急速な進展など、向き合うべき課題は、これまで以上に複雑かつ多様化しているところであり、町政を取り巻く環境は厳しさを増している状況にあります。

このような情勢におきましても、引き続き、本町の財政状況の健全性を堅持しながら、住民の皆様のニーズを的確に捉えるとともに、行財政改革による行政サービスの効率化を図り、これからの人口減少社会に対応したまちづくりを進めるため、重点方針である「将来にわたり持続可能な行財政運営」、「住民が安心して暮らせるまちづくり」、「地域の活性化・賑わいづくり」、「保育・教育環境の充実」に資する事業を効率的かつ着実に実現していく上で必要な経費をこのたび計上いたしました。

これからも議会の御意見や住民の皆様の声にしっかりと耳を傾けながら、その想いを真摯に受け止め、全ては次世代のために、未来へ向かうための大きな布石となるよう、まちの将来像である「自然に抱かれた多様性・創造性で未来が輝くまち とよの」の実現に向け、覚悟を持って取り組んでまいります。

そのために、職員と協力し、町政運営に

邁進してまいりますので、町議会議員並びに住民の皆様のさらなる御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。令和8年度の町政運営方針といたします。

○議長（永並 啓君）

日程第3「第2号報告 専決処分の報告の件」（令和7年度豊能町一般会計補正予算）の報告を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

おはようございます。

それでは、第2号報告、令和7年度豊能町一般会計補正予算の専決処分につきまして御説明をさせていただきます。

先般1月23日に衆議院が解散され、臨時閣議におきまして、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の日程が2月8日に決定されたことに伴い、早急に準備作業に着手しなければならないことから、その執行経費につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、1月23日付けで専決処分しましたので、その内容を同条第2項の規定により御報告するものでございます。

お手元の専決第2号の補正予算書3ページを御覧ください。

令和7年度豊能町一般会計補正予算（第11回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,218万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億8,650万9,000円とするものでございます。補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

次に、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

最初に、歳出について御説明申し上げます。

す。

10ページを御覧ください。

款2. 総務費、項4. 選挙費、目7. 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費でございますが、人件費事業をはじめ、ポスター掲示場設置業務委託料など所要経費といたしまして、1,218万円を計上しております。

歳出の説明は以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

9ページを御覧ください。

款16. 府支出金、項3. 府委託金、目1. 総務費府委託金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の経費に対し、大阪府から全額交付されるものでございます。

御報告は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（永並 啓君）

日程第4「第3号議案 豊能町犯罪被害者等支援条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

おはようございます。

それでは、第3号議案、豊能町犯罪被害者等支援条例制定の件につきまして、提案理由の御説明をいたします。

議案書4ページから7ページ、議案概要も併せて御覧ください。

まず、提案理由といたしまして、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図るとともに、町民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、本条例を制定するものでございます。

それでは、各条文等の規定につきまして

説明を申し上げます。

まず、第1条では、目的といたしまして、本町における犯罪被害者等の支援に関し、基本的な理念を定めるとともに、町、町民、事業者等の責務及び犯罪被害者等の支援のための施策の基本となることを規定しております。

第2条では、各用語の定義を、第3条では、犯罪被害者等の支援は、被害者等が置かれている状況等に応じて、名誉又は生活の平穩を害することのないよう行わなければならないとする基本理念を定めております。

第4条では町の責務を、第5条では町民の、第6条では事業者の責務を定め、第7条では、犯罪被害者等が直面する様々な問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うものとし、総合的な窓口を設置するものとしています。

また、第8条では、犯罪被害者等が犯罪の被害を受けた際の経済的負担の軽減の一助とする見舞金の支給を行うものとし、必要な事項を規則で定めるものとするものでございます。

第9条では、犯罪被害者等が二次被害を受けることのないよう、安全や個人情報の適切な取扱いの確保などを定めており、第10条では、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性などの広報や啓発について規定をしております。

第11条では、犯罪被害者等の支援を効果的に行うため、関係機関等に対し、必要な協力を図るものとして、関係機関等の連携・協力について規定し、さらに第12条では、犯罪被害者等と加害者との間に親族関係等があるときや、犯罪被害が自らの行為に起因したとき等の場合、支援を制限することができるとして、制限を行う場合の規定を設けております。

第13条では、本条例の施行に必要な事項は規則で定めるものとしております。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものとし、経過措置として、第8条の見舞金支給の規定は、この条例の施行日以後に発生した犯罪等による被害について適用するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき、御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第5「第4号議案 豊能町環境基金条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

おはようございます。それでは、第4号議案、豊能町環境基金条例制定の件につきまして御説明いたします。

議案書の8ページから10ページ並びに条例の概要を併せて御覧ください。

まず、提案理由ですが、町が回収した資源、紙類及び廃食油等の売却により生ずる収入を、環境に関する意識の向上や環境保全に関する施策の推進に必要な経費に充てるため、豊能町環境基金を設置するものでございます。

右側の9ページを御覧ください。

まず、第1条では基金の設置及びその目的について規定しております。

第2条では、基金に積み立てる額についてを規定しております。

第3条では、現金の管理について最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないことについてを規定しております。

第4条では、基金の運用、基金の処理について、一般会計の歳入歳出予算に計上し、処理することについてを規定しております。

第5条では、繰替運用について、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる旨を規定しております。

第6条では、基金の処分について、第7条では、委任事項についてを規定しております。

なお、附則についてですが、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。御審議いただき、御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第6「第5号議案 豊能町スクールバス運行に関する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

おはようございます。

では、第5号議案、豊能町スクールバス運行に関する条例制定の件について御説明をさせていただきます。

議案書の11ページを御覧ください。議案概要も併せて御覧ください。

提案理由ですが、豊能町立とよの西学園の開校に伴い、児童の通学手段として運行するスクールバスの運行を円滑に行うため、本条例を制定するものです。

条例の概要について説明いたします。

議案書の12ページを御覧ください。

第1条は、本条例の趣旨として、スクールバスを円滑に運行できるよう、必要な事項を定める旨、規定をしております。

第2条は、スクールバスの設置目的を定めるものです。

第3条は、スクールバスの運行区間を新光風台地区から豊能町立とよの西学園までと定めるものです。

第4条は、スクールバスを使用できる者を、新光風台地区に在住し、とよの西学園に通学する1年生及び2年生とするものです。

第5条は、義務教育学校の授業日に運行するなど、スクールバスの運行内容を定めるものです。

第6条は、スクールバスを使用する場合の手續を規定しています。

第7条は、スクールバスの使用料を月額3,000円とするなど、使用料について規定をするものです。

13ページを御覧ください。

第8条は、使用料を減免することについて規定をしています。

第9条は、スクールバスの使用料の返還について規定をしています。

第10条は、使用者の遵守事項を規定するものです。

第11条は、スクールバスの使用を制限できる規定について定めるものです。

第12条は、スクールバス等に損害を与えたときの賠償について定めるものです。

14ページを御覧ください。

第13条は、スクールバスの運行を民間事業者に委託することができることを定めるものです。

第14条は、委任事項として、この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会規則で定める旨、規定しています。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行します。

説明は以上です。御審議いただき、御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第7「第6号議案 豊能町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

それでは、第6号議案、豊能町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件につきまして御説明いたします。

議案書の15ページを御覧ください。議案概要も併せて御覧ください。

提案理由につきましては、国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が定められたことから、同基準を踏まえて、本町においても、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

それでは、条例の概要について説明いたします。

議案書の16ページを御覧ください。

第1条では、条例制定の趣旨を規定し、子ども・子育て支援法に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関して必要な事項を定めるものとしています。

第2条では、特定乳児等通園支援事業者の目指すべき一般原則について規定しています。

17ページを御覧ください。

第3条では、特定乳児等通園支援事業者が条例に基づき利用定員を定める旨を、第4条では、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援を提供する際に面談を実施しなければならない旨を規定しています。

18ページを御覧ください。

第5条では、特定乳児等通園支援事業者は、正当な理由がなければ利用の申込みを拒んではならないことを、第6条では、特定乳児等通園支援事業者が、町が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない旨を、第7条では、特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援支給認

定証の提示を受けたときは、記載された事項を確認する旨を規定するものです。

19ページを御覧ください。

第8条では、特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支給給付認定の申請について必要な援助を行わなければならない旨を、第9条では、特定乳児等通園支援事業者は、給付認定を受けた子ども及び保護者の心身の状況等の把握に努めなければならない旨を、第10条では、特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等との連携に努めなければならない旨を、第11条では、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援を提供した際に、必要な事項を記録しなければならない旨を、第12条では、特定乳児等通園支援等に要した費用の支払いについて規定をしています。

少し飛びますが、21ページをお開きください。

第13条では、乳児等支援給付費の額に係る数値等について、第14条では、特定乳児等通園支援の取扱方針について、第15条では、特定乳児等通園支援に関する評価等について、第16条では、特定乳児等通園支援事業者は、給付認定を受ける子ども及びその保護者の心身の状況等について相談に応じ、助言等の援助を行わなければならない旨、規定しています。

22ページをお開きください。

第17条では、緊急時等の対応について、第18条では、特定乳児等通園支援を受けている子どもの保護者が、不正な行為等により、乳児等支援給付費の支給を受けたときなどは、町へ通知しなければならない旨を、第19条では、特定乳児等通園支援事業者が事業の運営に係る重要事項について運営規定を定める義務を規定しています。

23ページを御覧ください。

第20条では、特定乳児等通園支援事業者

による職員の勤務体制等について、第21条では、利用定員の遵守について、第22条では、特定乳児等通園支援事業者は、運営規程の概要など、重要事項の掲示、閲覧について、第23条については、給付認定子どもを平等に取り扱う原則について規定しています。

24ページをお開きください。

第24条では、虐待等の禁止について、第25条では、特定乳児等通園支援事業所による秘密保持等について、第26条では、特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供等について、第27条では、特定乳児等通園支援事業所による利益供与等の禁止について規定しています。

25ページを御覧ください。

第28条では、特定乳児等通園支援事業者による苦情の解決について必要な措置を講じる旨等を規定しています。

26ページを御覧ください。

第29条では、特定乳児等通園支援事業者は、地域との連携に努めなければならない旨を、第30条では、特定乳児等通園支援事業所における事故の発生の防止及び発生時の対応について、第31条では、特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計を、その他の事業の会計と区分すべきことを義務づけする旨を規定しています。

27ページを御覧ください。

第32条では、特定乳児等通園支援事業者に義務づける記録の整備等について、第33条では、特定乳児等通園支援事業者が書面等によって取り扱うことが規定されている記録、作成、保存等の事項について、電磁的記録によっても行うことができる旨を規定しています。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することとしています。

説明は以上でございます。御審議いただき、御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第8「第7号議案 豊能町職員旅費条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

おはようございます。

それでは、第7号議案、豊能町職員旅費条例改正の件につきまして御説明申し上げます。

議案書の30ページから36ページまで、並びに条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

本件は国家公務員等の旅費制度の見直しが行われたことに伴い、国家公務員等の旅費に関する法律の改正内容に準じて改正を行うものでございます。

それでは、条例の主な改正内容について御説明申し上げます。

第3条では、旅行役務提供契約に基づく費用について、旅行役務提供者に旅費として支払うことができる規定を追加しております。

次に、第11条から第14条に規定する鉄道賃や船賃、航空賃といった旅費の種類の記事につきまして現状に合った整理を行うものでございます。

次に、第15条で、宿泊費を従来の全国一律定額制、一律の定額制から、都道府県単位の地域別の額を上限とする実費制とし、地域別の額については、規則委任とするものでございます。

次に、16条で、移動と宿泊に要する費用が一体となった費用を包括宿泊費として旅費の種類の一つとして新設するものでございます。

次に、第25条で、出張者がこの条例及び規則の規定に違反したときは、受領した旅費を返納させる規定を追加するものでございます。

附則といたしましてこの条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。経過措置として施行日以前の出張命令に基づく旅費は、なお、従前の例によるものとなっております。

説明は以上でございます。御審議いただき、御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第9「第8号議案 町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

それでは、第8号議案、町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例改正の件につきまして御説明申し上げます。

議案書の37ページと38ページ並びに条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

本件は、地方自治法及び地方自治法施行令の一部が改正されたことに伴い、この条例が引用する同法及び同法施行令の条が移動したことによる条ずれを解消するために改正を行うものでございます。条ずれの箇所は概要資料にあるとおりでございます。この条例そのものの内容に改正はございません。

附則といたしまして、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行日、令和8年9月24日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき、御決定賜りますよう、よろしく願い

いたします。

○議長（永並 啓君）

日程第10「第9号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

それでは、第9号議案、豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件につきまして御説明申し上げます。

議案書の39ページから41ページ、条例の概要資料、新旧対照表も併せて御覧ください。

本件の提案理由は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、損害補償の算定の基礎となる補償基礎額等を改正するものでございます。

次に、概要説明資料を御覧ください。

今回の改正資料について御説明いたします。

非常勤消防団員等に係る損害補償につきましては、損害補償の基準を定める政令に従い、各市町村が条例で補償額を定めて、それに基づく補償を行うこととなっております。

今般、この基準政令で定める非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額につきまして、所要の改正が行われたため、消防団員等の損害補償に係る基礎額、これは日額でございます。消防作業従事者等の基礎額の最低額及び扶養に係る基礎額の加算額につきまして、政令に合わせてそれぞれ増額改定を行うものでございます。

改定額につきましては概要、説明資料に記載のとおり、国の基準改正に伴い、階級ごとに勤務年数に応じて補償基礎額等を引き上げるものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行日

は令和8年4月1日からとなっております。

説明は以上でございます。御審議いただき、御決定賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（永並 啓君）

日程第11「第10号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

第10号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、国民健康保険法施行令の改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書42ページから51ページ、議案概要並びに新旧対照表を併せて御覧ください。

今回の改正内容といたしまして、一つ目といたしましては、子ども・子育て支援法の改正により、令和8年度に子ども・子育て支援金制度が創設され、被保険者から医療保険制度上の給付に係る保険料と併せて、子ども・子育て支援金を徴収することとなりました。

これに伴い、国民健康保険の保険料の賦課額は、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の合計額とされているところ、新たに子ども・子育て支援給付金賦課額を新設するための所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、白丸以降に記載しておりますとおり、基礎賦課額を定める内容と同様に、保険料率や賦課限度額等の規定を設けるものでございます。

二つ目といたしまして、条例第18条における国民健康保険の保険料の基礎賦課額に

係る賦課限度額を現行65万円から66万円に、条例第27条における国民健康保険の保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を現行24万円から26万円に引き上げるものでございます。

これは大阪府国民健康保険運営方針に基づく府内統一保険料率において示されたものでございます。

続きまして、三つ目といたしまして、第36条における低所得者に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準につきまして、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を30万5,000円から31万円に、2割軽減の基準につきましては、被保険者数に乗ずる金額を56万円から57万円に引き上げるものでございます。

続いて、四つ目といたしまして、その他の規定の整備を図るものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例の施行は令和8年4月1日からといたします。

また、経過措置といたしまして、この条例による改正後の規定は、令和8年度以降の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものといたします。

説明は以上でございます。御審議いただき、御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第12「第11号議案 豊能町都市公園条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

それでは、第11号議案、豊能町都市公園条例改正の件につきまして御説明させていただきます。

議案書の52ページを御覧ください。

豊能町都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

提案理由ですが、都市公園内に占用する際の占用料に関しましては、豊能町行政財産使用料条例に準じておりましたが、本条例で定めるために所要の改正を行うものでございます。

それでは、本条例の改正について御説明いたします。

新旧対照表、議案書及び議案概要書を御覧ください。

まず、第7条中法第5条第2項については、法第5条第1項に改めるものでございます。

また、第17条を第18条に改め、第13条から第16条までを1条ずつ繰り下げ、第12条の次に第13条として、占用料の項目を新たに加えるものでございます。

第13条第1項では、制限行為、公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可を受けた者は、許可を受けたときに、豊能町道路占用料条例の規定に準じ、同条例別表の占用物件に応じた占用料を納入しなければならないなどを加えるものでございます。

第2項では、町長は特に必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、占用料の分納を認めることができるを加えるものでございます。

第3項では、占用料の減免及び還付する必要が生じ、町が徴収する占用料に対し、督促手数料及び延滞金が発生する場合には、同条例第4条から第7条の規定を準用するを加えるものでございます。

なお、附則として、公布の日から施行することとしております。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第13「第12号議案 豊能町都市計画

審議会条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

それでは、第12号議案、豊能町都市計画審議会条例改正の件につきまして御説明させていただきます。

議案書の54ページを御覧ください。

豊能町都市計画審議会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

提案理由ですが、町長が任命する都市計画審議会委員の要件について、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容について御説明いたします。

新旧対照表及び概要書を御覧ください。

まず、第2条第2項第3号中、「関係行政機関の職員」を、「関係行政機関の委員又は職員」に改めるものでございます。

現在、本町におきましては、規則に基づき、関係行政機関の委員を任命しておりますが、条例上の規定が職員となっており、そごがあることから、規則の運用実態に合わせて条例を改正するものでございます。

あわせて、近隣自治体においては、関係行政機関の委員に加え、都道府県等の関係部署の職員を任命している例もあることから、今回、文言を整理するものでございます。

なお、附則といたしましてこの条例は公布の日から施行することとしております。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第14「第13号議案 豊能町立学校等屋内運動場及び施設設備の使用に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

第13号議案、豊能町立学校等屋内運動場及び施設設備の使用に関する条例改正の件について御説明をさせていただきます。

議案書の56ページを御覧ください。概要書及び新旧対照表も併せて御覧ください。

提案理由でございますが、令和8年4月に、東西地区に義務教育学校を開校することから、所要の改正を行うものです。

それでは、改正の概要について御説明いたします。

議案書の57ページを御覧ください。

令和8年4月から、今までの各小中学校を統合し、義務教育学校となることから、条例第2条第1項の表に規定しております現在の各小中学校の名称を、それぞれ「とよの東学園」、「とよの西学園」と改正すると同時に、使用料の区別として定めております設備のうち、使用実態のないものについて削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。よろしく御審議いただき、御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第15「第14号議案 豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

それでは、第14号議案、豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例改正の件につきまして御説明いたします。

議案書の58ページを御覧ください。

提案理由につきましては、国による乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

条例の概要について説明いたします。

59ページを御覧ください。

第3条中の豊能町子ども・子育て審議会を児童の保護者、その他児童福祉に係る当事者に改めるものです。

続きまして、第9条から第21条におきましては、「乳児等通園事業者」を「乳児等通園事業所」に改めるほか、文言の整理を行うものでございます。

続きまして、第22条では第2号として、乳児室の面積を乳児又は幼児1人につき1.65平方メートル以上に、第3号として、ほふく室の面積を乳児又は幼児1人につき3.3平方メートル以上とすることを規定しています。

60ページを御覧ください。

第23条では、一般型乳児等通園支援事業所に置かなければならない職員として、改正前の国家戦略特別区域法に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む規定を追加するものでございます。

次に、第23条の2として、子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において、一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、第2条及び第23条の規定を適用しないこととするものです。

第27条、第28条におきましては、「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改めるなど、文言の整理を行うものです。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。御審議いただき、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

す。

○議長（永並 啓君）

日程第16「第15号議案 豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

それでは、第15号議案、豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることにつきまして御説明申し上げます。

議案書の61ページを御覧ください。

本町は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、これ以降、過疎法と略させていただきます。過疎法第43条の規定により読み替えた過疎法第2条の規定を満たしたため、令和4年4月1日付けの公示により、過疎地域として指定されております。これにより、過疎法の規定に基づき、国による財政支援を受けることができることとなりますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法のこの規定に基づきまして、国による財政支援を受けることができるようになりましたが、財政支援を受けるためには過疎法第8条の規定による過疎地域持続的発展市町村計画を策定する必要があります。

現在、令和4年度から令和7年度を期間とした豊能町過疎地域持続的発展計画を定めておりますが、令和8年3月に終了となりますので、令和8年度から令和12年度までの5年間を期間とした豊能町過疎地域持続的発展計画案を作成いたしましたので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは別冊となっております豊能町過疎地域持続的発展計画案を御覧ください。

これ以降、この計画を過疎計画と略させ

ていただきます。

2ページの目次を御覧ください。

目次となっております第1章は基本的な事項としまして、豊能町の概況、人口、行財政の状況について記載しております。

第2章から第13章までは国の書式及び大阪府の計画に基づき、豊能町が取り組む施策について、それぞれの分野ごとに記載しております。

9ページを御覧ください。

第1章の4. 地域の持続的発展の基本方針でございます。

過疎計画の基本方針といたしまして、令和4年3月に策定しました豊能町総合まちづくり計画の方針を基本として進めていくこととしております。

11ページを御覧ください。

5. 地域の持続的発展のための基本目標でございます。

過疎計画の基本目標である目標人口は、1万5,300人としております。総合まちづくり計画の目標人口は、令和13年度において1万5,000人の維持を目指すこととしております。

過疎計画の計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間となりますので、令和12年度時点での目標人口を1万5,300人としております。

12ページを御覧ください。

7. 計画期間でございます。過疎計画の根拠となっております過疎法の期限が令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間となっておりますので、計画期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としております。

次に13ページを御覧ください。

第2章以降は具体的な施策となっております。各章とも同じ構成となっております。1. 現状と課題、2. その対策、3. 事業計画、

4. 公共施設等総合管理計画等との整合の四つの項目で構成してございます。

項目のうち、3の事業計画に具体的な事業内容を記載しており、原則といたしまして、この事業計画に記載されている事業が国の財政措置の対象となる事業となります。令和12年度までに本町で想定される主な事業を各章ごとに分類し記載しております。

第2章の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成につきましては14ページの3の事業計画を御覧ください。

コミュニティ施設等整備事業、賑わい施設整備事業、学校施設跡地整備事業など、地域間交流などを促進する事業を記載しております。

続いて、17ページの3の事業計画を御覧ください。第3章、産業の振興の事業計画になります。ほ場整備事業、農業法人設立支援事業などの事業を記載しております。

次に、19ページを御覧ください。

第3章の産業の振興のみ、4の産業振興促進事業の項目を設けております。

この項目は、企業を誘致する際に、税制優遇を受けることができる規定であります。この項目を過疎計画に位置づけることにより、誘致企業の固定資産税を減免する場合、その減免分に係る財政措置を交付税として措置されることとなるものでございます。

続いて、21ページの3の事業計画を御覧ください。

第4章 地域における情報化に係る事業計画になります。地域防災行政無線整備事業などの事業を記載しております。

続いて、23ページの3の事業計画を御覧ください。

第5章 交通政策の整備、交通手段の確保に係る事業計画になります。

町道舗装事業、地域公共交通支援事業などの事業を記載しております。

続いて、26ページの3の事業計画を御覧ください。

第6章 生活環境の整備に係る事業計画になります。上水道事業補助事業、猪名川上流広域ごみ処理施設組合負担金事業、消防広域化事業などの事業を記載しております。

続いて、29ページの3の事業計画を御覧ください。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に係る事業計画になります。認定こども園整備助成事業、留守家庭児童育成室整備事業などを記載しております。

続いて、33ページの3の事業計画を御覧ください。

第8章 医療の確保に係る事業計画になります。診療所特別会計繰出金事業などの事業を記載しております。

続いて、36ページの3の事業計画を御覧ください。

第9章 教育の振興に係る事業計画になります。義務教育学校整備事業、公民館施設整備事業などの事業を記載しております。

続いて、38ページを御覧ください。

第10章 集落の整備に係る事業計画になります。自治会館整備補助事業などの事業を記載しております。

続いて、40ページの3の事業を御覧ください。

第11章 地域の文化の振興等に係る事業計画になります。郷土資料館整備事業などの事業を記載しております。

続いて、42ページの3の事業計画を御覧ください。

第12章 再生可能エネルギーの利用の促進に係る事業計画になります。公共施設再生可能エネルギー活用整備事業などの事業を記載しております。

続いて、44ページの3の事業計画を御覧ください。

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項に係る事業計画になります。公共施設等再編検討事業を記載してまいります。

説明は以上となります。

御審議いただき、御決定賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（永並 啓君）

この際、暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

（午前11時06分 休憩）

（午前11時20分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第17「第16号議案 令和7年度豊能町一般会計補正予算（第12回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

それでは、第16号議案、令和7年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

お手元の補正予算書の3ページを御覧ください。

令和7年度豊能町一般会計補正予算（第12回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ9,065万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億9,585万7,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、4ページから6ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

次に、第2条といたしまして、繰越明許

費の補正でございます。

7ページを御覧ください。

「第2表 繰越明許費補正（追加）」に記載のとおり、年度内に事業が完了する見込みがないため、繰り越すものでございます。

次に、第3条といたしまして、債務負担行為の補正でございます。

8ページを御覧ください。

「第3表 債務負担行為補正（変更）」に記載のとおり、事業費の確定に伴い減額するものでございます。

次に、第4条といたしまして、地方債の補正でございます。

9ページを御覧ください。

初めに、「第4表 地方債補正」の1. 追加でございますが、19. 道路路肩舗装事業債、20. 義務教育学校スクールバス整備事業債、21. 小中一貫校ICタグ配信サービス機器設置事業債、22. 小中学校情報機器等更新事業債につきまして、各事業に係る地方債を新たに発行するものでございます。

次に、2. 変更でございますが、7. 通学路等通安全整備事業債、一つ飛びまして、10. 消防団車両更新事業債、12. 通学費補助事業債につきましては、事業費の確定により限度額を減額するものでございます。

8. 緑地擁壁改修事業債につきましては、国の補助対象外となり、事業を行わなかったため、地方債の発行を取りやめるものでございます。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明を申し上げます。

最初に、歳出につきまして御説明を申し上げます。

17ページをお開きください。

今回の補正につきましては、事業費の確定に伴う不用額の減額と、歳入の補正に伴

う財源振替を行っておりますが、それら不用額と財源振替の説明は省略いたしますので御了承ください。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の1. 人件費事業でございますが、退職者の増に伴い退職手当を補正するものでございます。

同じく7. 基金管理事業でございますが、令和7年度普通交付税の再算定により、臨時財政対策債償還基金費で算定された普通交付税を町債管理基金へ積み立てるものでございます。

19ページを御覧ください。

項3. 戸籍住民基本台帳費、目1. 戸籍住民基本台帳費の2. 戸籍事務等窓口業務事業でございますが、振り仮名記載法改正対応に係る費用を補正するものでございます。

20ページを御覧ください。

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目2. 老人福祉費の2. 介護保険支援事業でございますが、社会福祉法人利用者負担軽減措置に係る助成金を補正するものでございます。

同じく5. 在宅高齢者支援事業でございますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、「おでかけくん」車両を追加購入する費用を補正するものでございます。

22ページを御覧ください。

款4. 衛生費、項1. 保健衛生費、目2. 予防費の3. 予防接種推進事業でございますが、過年度分の精算に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金等を償還する費用を補正するものでございます。

25ページを御覧ください。

款9. 消防費、項1. 消防費、目1. 常備消防費の2. 消防広域化事業でございます

すが、過年度の事業費確定に伴う消防事務委託に係る負担金の不足額等を補正するものでございます。

26ページを御覧ください。

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目2. 事務局費の11. 子ども・子育て支援事業でございますが、過年度分の精算に伴い、子ども・子育て支援交付金を償還する費用を補正するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

13ページへお戻りください。

款15. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 民生費国庫負担金、節3. 未熟児養育医療助成費国庫負担金でございますが、未熟児養育医療給付事業に係る国庫負担金でございます。

続きまして、項2. 国庫補助金、目1. 総務費国庫補助金、節2. 電子計算費国庫補助金の1. デジタル基盤改革支援国庫補助金でございますが、基幹系システム標準化対応事業、ガバメントクラウド運用管理事業、戸籍システム標準化対応事業に係る国庫補助金でございます。

次に、節3. 戸籍住民基本台帳費国庫補助金の1. 社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金でございますが、歳出のところ御説明申し上げました振り仮名記載法改正対応事業に係る国庫補助金でございます。

続きまして、目2. 民生費国庫補助金、節2. 老人福祉費国庫補助金の1. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございますが、歳出のところ御説明申し上げました在宅高齢者支援事業に係る交付金でございます。

続きまして、目4. 土木費国庫補助金、節3. 都市計画費国庫補助金の1. 社会資本整備総合交付金でございますが、急傾斜

地崩壊対策区域内既存建築物支援事業の事業費確定に伴い減額するものでございます。

14ページを御覧ください。

款16. 府支出金、項1. 府負担金、目2. 民生費府負担金、節4. 後期高齢者医療費府負担金の1. 後期高齢者医療保険基盤安定繰入金府負担金でございますが、後期高齢者医療特別会計繰出金事業に係る府負担金の減でございます。

続きまして、項2. 府補助金、目7. 土木費府補助金、節2. 都市計画費府補助金の3. 土砂災害特別警戒区域内住宅補強等工事府補助金でございますが、急傾斜地崩壊対策区域内既存建築物支援事業の事業費確定に伴い減額するものでございます。

15ページを御覧ください。

款19. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整として1億8,872万9,000円を減額するものでございます。

次に、目4. 退職手当基金繰入金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました退職手当のうち、繰入金の対象となる退職手当分を補正するものでございます。

続きまして、款21. 諸収入、項4. 貸付金元利収入、目2. シルバー人材センター貸付金元利収入でございますが、シルバー人材センターへの貸付実績がなかったため減額するものでございます。

16ページを御覧ください。

款22. 町債でございますが、9ページの「第4表 地方債補正」で、申し上げたとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永並 啓君）

日程第18「第17号議案 令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

第17号議案、令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

補正予算書の3ページをお開き願います。

令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額につきましては、それぞれ増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,941万1,000円とするものでございます。

それでは今回の補正内容につきまして、歳出より御説明申し上げます。

9ページを御覧ください。

款2. 後期高齢者医療広域連合納付金、  
項1. 後期高齢者医療広域連合納付金、目1. 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、今年度の後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額が確定したことに伴う財源振替でございます。

歳出は以上です。

次に、歳入について説明をいたします。

8ページを御覧ください。

款1. 後期高齢者医療保険料、項1. 後期高齢者医療保険料、目1. 特別徴収保険料127万5,000円、2. 普通徴収保険料の89万7,000円の増額につきましては、それぞれ保険料の収入が当初の予定を上回る見込みであるため、増額するものでございます。

次に、款3. 繰入金、項1. 一般会計繰入金、目2. 保険基盤安定繰入金の217万2,000円の減額につきましては、今年度の後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額が確定したことにより、繰入金を減額するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただ

き、御決定賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（永並 啓君）

日程第19「第18号議案 令和8年度豊能町一般会計予算の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

それでは、第18号議案、令和8年度豊能町一般会計予算の件につきまして御説明を申し上げます。

予算書の9ページを御覧ください。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を79億6,800万円と定めるものでございます。これは前年度の当初予算と比べまして9億5,900万円、率にいたしまして10.7%の減でございます。

予算の款項の区分、金額は、11ページから17ページの「第1表 歳入歳出予算」に記載のとおりでございます。

次に、第2条といたしまして、債務負担行為でございます。

18ページを御覧ください。

「第2表 債務負担行為」に記載のとおり、地方自治法第214条の規定により、債務負担行為を設定するものでございます。

議会ICT化事業から、図書館システム更新事業までの11の事業につきまして、債務負担行為の期間及び限度額を定めるものでございます。

次に、第3条といたしまして、地方債でございます。

19ページを御覧ください。

「第3表 地方債」のとおり、1. 公共施設再編整備事業債から15. 体育施設整備事業債までの15の事業につきまして、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

9ページへお戻りください。

第4条といたしまして、一時借入金でございます。最高額を10億円と定めるものでございます。

次に、第5条といたしまして、歳出予算の流用でございますが、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合は、同一款内での各項間の流用ができることを定めるものでございます。

それでは、当初予算の概要につきまして、まず、歳出から御説明を申し上げます。

なお、事業の内容につきましては、別冊の当初予算説明資料に記載しておりますので、説明は省略させていただきます。

予算書の25ページを御覧ください。

款の予算額の増減が前年度と比べまして大きいものにつきまして、その主な要因を申し上げます。

款2. 総務費は13億9,951万円で、対前年度4,716万5,000円の増でございます。これは退職手当の増などが主な要因でございます。

款3. 民生費は25億8,102万6,000円で、対前年度1億5,670万7,000円の増でございます。これは、障害者自立支援事業の扶助費や後期高齢者医療広域連合療養給付費府負担金の増などが主な要因でございます。

款4. 衛生費は9億3,692万4,000円で、対前年度8,117万3,000円の減でございます。これは豊能郡環境施設組合への負担金の減などが主な要因でございます。

款6. 農林水産業費は1億8,837万7,000円で、対前年度1,489万5,000円の増でございます。これは、ため池防災減災事業の工事請負費の増などが主な要因でございます。

款8. 土木費は6億741万4,000円で、対前年度9,372万3,000円の増でございます。これは、希望ヶ丘多目的トイレの設置費用や産官学民連携による地域協働型インフラ維持管理体制導入可能性調査事業の増など

が主な要因でございます。

款9. 消防費は4億1,433万7,000円で、対前年度1億2,498万4,000円の減でございます。これは、箕面市への消防事務委託に係る負担金の減や、消防団車両整備費用の減などが主な要因でございます。

款10. 教育費は10億8,333万4,000円で、対前年度10億9,678万6,000円の減でございます。これは、西地区の小中一貫校施設整備事業の減などが主な要因でございます。

款11. 公債費は6億161万9,000円で、対前年度2,922万5,000円の増でございます。これは小中一貫校施設整備事業債の利子償還開始による増などが主な要因でございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。

23ページを御覧ください。

歳入におきましても、款の予算額の増減が前年度と比べて大きいものにつきまして、その主な要因を申し上げます。

款1. 町税は15億6,368万3,000円で、対前年度375万8,000円の増でございます。これは固定資産税の増によるものでございます。

款2. 地方譲与税から款10. 地方特例交付金まで及び、款12. 交通安全対策特別交付金は、いずれも令和7年度の決算見込額や大阪府の予算額などから算定したものでございます。

うち、款9. 環境性能割交付金につきましては、自動車税環境性能割の廃止に伴い減となっておりますが、減収分は地方特例交付金により全額補填されることとされており、款10. 地方特例交付金は増となっております。

次に、款11. 地方交付税は、31億7,114万5,000円で、対前年度1億6,295万3,000円の

増でございます。これは、国の地方財政計画を参考に、令和7年度の決算見込額から算定し、増を見込んだものでございます。

款13. 分担金及び負担金は4,983万1,000円で、対前年度336万4,000円の増でございます。これは吉川保育所負担金の増などによるものでございます。

款14. 使用料及び手数料は5,245万2,000円で、対前年度421万2,000円の減でございます。これは、留守家庭児童育成室使用料の減などによるものでございます。

次に、24ページを御覧ください。

款15. 国庫支出金は6億7,836万2,000円で、対前年度は2億1,436万円の減でございます。これは、小中一貫校施設整備事業に係る国庫負担金の減などによるものでございます。

款16. 府支出金は5億3,133万8,000円で、対前年度1,773万6,000円の増でございます。これは、障害者自立支援給付費等府負担金、大阪府知事及び大阪府議会議員一般選挙府委託金の増などによるものでございます。

款17. 財産収入は1,033万で、対前年度184万1,000円の増でございます。これは、教員用駐車場に係る土地建物貸付収入の増などによるものでございます。

款19. 繰入金は7億5,866万7,000円で、対前年度7,259万3,000円の減でございます。これは、財政調整基金繰入金の減などによるものでございます。

なお、基金の充当先につきましては、別冊の当初予算説明資料8ページに掲載しておりますので、御参照願います。

款21. 諸収入は1億990万6,000円で、対前年度2,872万円の増でございます。これは市町村振興宝くじ交付金の増によるものでございます。

款22. 町債は3億7,380万円で、対前年度9億4,410万円の減でございます。これは小

中一貫校施設整備事業債、一般廃棄物最終処分施設設置整備事業債、消防救急デジタル無線更新事業債の減などが主な要因でございます。

なお、地方債残高見込額は、予算書158ページに掲載しておりますので、併せて御参照願います。

説明は以上でございます。御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永並 啓君）

日程第20「第19号議案 令和8年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

それでは、第19号議案、令和8年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の163ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億8,056万8,000円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定めるものでございます。

第3条につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるものにつきまして定めたものでございます。

それでは、歳出から主なものにつきまして説明をいたします。

予算書は179ページをお開き願います。予算説明資料は213ページからとなります。

予算書の179ページから180ページ上段にございます款1. 総務費、項1. 総務管理

費、目1. 一般管理費の2. 国民健康保険事務事業の1,463万6,000円は、国民健康保険事業運営に係る事務経費でございます。

次に、同じページでございます目2. 連合会負担金の55万4,000円は、大阪府国民健康保険団体連合会との電算処理に要する経費及び連合会への負担金でございます。

下段の項2. 徴収費187万8,000円は、保険料の賦課徴収事務に係る経費でございます。

次に、181ページの下段から185ページの上段までは、保険給付費でございます。

181ページから182ページの上段にかけては、款2. 保険給付費、項1. 療養諸費の12億4,928万円、これは対前年比15.4%の減となりますが、これは、被保険者数の減少などを勘案し、予算計上してございます。

また、182ページ並びに183ページでございます款2. 保険給付費、項2. 高額療養費の2億1,519万3,000円は、前年度比4.6%の増となり、近年の実績などを勘案し、予算計上してございます。

次に、185ページの下段から187ページの上段までの款3. 国民健康保険事業費納付金でございますが、これは大阪府が決定し、本町に割り当てられた額を納付金として大阪府に納めるものでございます。

令和8年度は、従前の医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分に新しく設けられました子ども・子育て支援納付金分を加えた合計6億93万9,000円で、前年度より2,038万4,000円の減額となっております。

次に、187ページの下段、並びに188ページの上段の款4. 保健事業費、項1. 特定健康診査等事業費であります。これは医療保険者に義務づけられております生活習慣予防に対する特定健診と保健指導に係る

費用でございます。これは3,431万1,000円を計上してございます。

続きまして、190ページの下段を御覧ください。

款7. 諸支出金、項2. 繰出金の819万8,000円でございますが、国保診療所施設勘定特別会計への繰出金で、特別交付税として、大阪府より交付される額を繰り出すものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入の主なものを御説明申し上げます。

お戻りいただきまして、173ページを御覧ください。

款1. 国民健康保険料の4億6,033万1,000円は、対前年度比1.5%の減となっております。なお、本町の保険料率につきましては、令和6年度より大阪府統一保険料率になっております。

次に、175ページの下段の款5. 府支出金、項1. 府補助金、目2. 保険給付費等交付金の15億2,948万1,000円は、保険給付費等に対するの交付金でございます。これは、被保険者数の減少などにより、保険給付費の総額が減少しているため、前年度より2億2,105万3,000円の減となっております。

続きまして、176ページの款6. 繰入金、項1. 他会計繰入金、目1. 一般会計繰入金の1億6,369万6,000円は、保険基盤安定繰入金や地方交付税に算入される分等を一般会計から繰り入れるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第21「第20号議案 令和8年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

第20号議案、令和8年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の201ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ9,671万6,000円と定めるものでございます。

次に、第2条といたしまして、債務負担行為でございます。

205ページを御覧ください。

「第2表 債務負担行為」の記載のとおり地方自治法第214条の規定により、債務負担行為を設定するものでございます。

医療用機械器具更新事業から医科オンライン資格確認、医科用電子カルテシステム機器使用料について、債務負担行為の期間及び限度額を定めるものでございます。

次に、第3条といたしまして、一時借入金でございます。

地方自治法第235条の3第2号の規定による一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

それでは、内容につきまして、歳出から主なものにつきまして御説明申し上げます。

予算書は215ページをお開き願います。予算説明資料216ページからとなります。

予算書の215ページ並びに216ページにございます款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の2. 診療所管理運営事業の571万4,000円は、診療所の運営管理に要する経費でございます。

次に、217ページから218ページにございます款2. 医業費の2,667万3,000円は、診療に要する各種検査や歯科技工等の委託料及び医薬品、また内科・歯科電子カルテ用コンピュータのシステム保守等の経費でござ

います。

歳出は以上でございます。

次に、歳入の説明をいたします。

お戻りいただきまして、211ページを御覧ください。

款1. 診療収入、項1. 外来収入の3,947万1,000円でございますが、令和7年度より454万8,000円の増額としております。

次に、213ページを御覧ください。

款4. 繰入金、項1. 繰入金の4,748万円は、一般会計から3,928万2,000円、また、僻地診療施設の運営補助金といたしまして、国民健康保険特別会計から819万8,000円をそれぞれ繰り入れするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第22「第21号議案 令和8年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

第21号議案、令和8年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件につきまして、提案理由の御説明をいたします。

予算書の229ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ8億8,234万円と定めるものでございます。

それでは、内容の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

予算書は241ページをお開き願います。

予算説明資料は217ページからとなります。

予算書の241ページ並びに242ページにございます款1. 総務費は、医療に係る事務と保険料徴収事務に係る事務経費でございます。

次に、242ページの款2. 後期高齢者医療広域連合納付金の8億6,687万7,000円につきましては、保険料徴収分等を広域連合に納付する負担金でございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入の主なものについて御説明いたします。

お戻りいただきまして、237ページを御覧ください。

款1. 後期高齢者医療保険料は、特別徴収、普通徴収を合わせまして、7億7,129万6,000円の収入を見込んでございます。

238ページを御覧ください。

款3. 国庫支出金、項1. 国庫補助金、目1. 総務費国庫補助金460万4,000円は、子ども・子育て支援金制度創設に係るシステム改修に要する費用につきまして、国から補助されるものでございます。

款4. 繰入金、項1. 一般会計繰入金、目2. 保険基盤安定繰入金は、法令に基づく保険料軽減相当分を、保険基盤安定繰入金として9,558万1,000円を計上してございます。

説明は以上です。御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第23「第22号議案 令和8年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

第22号議案、令和8年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件につきまして、提案理由の御説明をいたします。

予算書247ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億1,495万6,000円と定めるものでございます。

第2条といたしまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、1億円と定めるものでございます。

また、第3条につきましては、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるものにつきまして定めたものでございます。

それでは、歳出から主なものにつきまして説明をいたします。

予算書は265ページをお開き願います。

予算説明資料は218ページからとなります。

予算書の265ページから266ページにございます款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の2. 介護保険事務事業860万9,000円は、介護保険事業運営に係る事務経費でございます。

続いて、267ページを御覧ください。

項3. 介護認定審査会費、目1. 認定調査等費の1,340万4,000円は、主治医意見書作成の手数料や要介護認定調査の業務委託等に係る経費でございます。

また、目2. 介護認定審査会共同設置負担金の1,684万円につきましては、池田市、能勢町、豊能町の1市2町によります介護認定審査会への負担金でございます。

268ページを御覧ください。

項5. 計画作成等委員会費、目1. 計画作成等委員会費の75万7,000円は、介護保険運営委員会並びに地域密着型サービス運営委員会に係る経費でございます。

269ページから275ページの上段までは、保険給付費でございます。

256ページに合計額が記載されておりますので、御覧ください。

款2. 保険給付費は、令和6年度から令和8年度を対象とする第9期介護保険事業計画における推計値に基づきまして、24億

3,006万5,000円を計上しております。

続いて、276ページから281ページの上段までは、地域支援事業費でございます。

こちらにも合計額が記載されております256ページを御覧ください。

款4. 地域支援事業費の1億8,782万1,000円は、介護予防日常生活支援総合事業や自立支援に重点を置いた地域包括支援事業及び地域包括支援センターの運営委託に係る経費を計上しております。

同じく予算書の281ページの下段を御覧ください。

款5. 保健福祉事業費、項1. 保健福祉事業費、目1. 保健福祉事業費の1. 独居高齢者等見守り事業433万4,000円は、第9期介護保険事業の計画より始まりました第1号被保険者の保険料を財源として実施するひとり暮らし高齢者等を対象とした見守り体制に係る経費を計上しております。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入につきまして説明をいたします。

予算書の257ページを御覧ください。

款1. 保険料、項1. 介護保険料、目1. 第1号被保険者保険料でございますが、歳出で申し上げました保険給付費、地域支援事業費及び保健福祉事業費に対する第1号被保険者負担分に滞納繰越分を含めまして、6億5,071万2,000円を計上しております。

次に、258ページを御覧ください。

款3. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 介護給付費国庫負担金の4億8,601万4,000円は、歳出で申し上げました保険給付費に対する国の負担分でございます。

258ページから259ページ上段でございます項2. 国庫補助金は、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うための調整交付金や、歳出で申し上げました地域支援事業費に対する国の負担分、また、指標に沿った評価

に基づく交付金を含め、1億1,984万3,000円を計上しております。

259ページ下段でございます款4. 支払基金交付金の6億8,869万9,000円は、歳出で申し上げました保険給付費及び地域支援事業費に対する40歳から64歳までの第2号被保険者の負担分でございます。

260ページでございます款5. 府支出金、項1. 府負担金、目1. 介護給付費府負担金の3億375万9,000円、その次の項2. 府補助金の2,800万1,000円につきましても同様、歳出で申し上げました保険給付費及び地域支援事業費に対する大阪府の負担分でございます。

続きまして、261ページでございます款6. 繰入金、項1. 一般会計繰入金の目1. 介護給付費繰入金の3億375万9,000円、目2. 介護予防事業費繰入金の1,508万5,000円及び目3. 包括的支援事業等費繰入金の1,291万7,000円につきましては、歳出で申し上げました保険給付費及び地域支援事業費に対する本町の負担分でございます。

また、同じく目4. その他一般会計繰入金の6,869万6,000円は、介護保険事業運営に係る事務経費を繰り入れするものでございます。

同じく目5. 低所得者保険料軽減繰入金の1,812万円は、低所得者への公費による保険料軽減措置に係る繰入金でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第24「第23号議案 令和8年度豊能町下水道事業会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

それでは、第23号議案、令和8年度豊能町下水道事業会計予算の件について御説明申し上げます。

予算書の3ページを御覧ください。

第1条総則では、令和8年度豊能町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによるとしております。

第2条業務の予定量は、処理区域内人口1万6,844人、年間総処理水を199万8,140立方メートル、1日平均処理水量5,474立方メートルとし、主な建設改良事業は、管渠建設改良事業、ポンプ場建設改良事業とするものでございます。

次に、第3条で定めるところの収益的収入及び支出でございます。

まず収入で、第1款の下水道事業収益は、13億994万5,000円でございます。

その内訳は、第1項の営業収益で、2億5,249万8,000円、第2項の営業外収益で10億5,744万7,000円でございます。

次に、支出ですが、第1款の下水道事業費用は、12億8,292万円でございます。

その内訳は、第1項の営業費用で12億4,998万2,000円、第2項の営業外費用で3,193万8,000円、第3項の予備費で100万円でございます。

これにより、令和8年度の単年度収支見込みは先ほどの収入から支出を差し引きますと、2,702万5,000円の黒字を見込んでおります。

続きまして、4ページを御覧ください。

第4条で定めるところの資本的収入及び支出でございます。

まず収入で、第1款の資本的収入は1億4,901万6,000円でございます。その内訳は、第1項の負担金等で1,000円、第2項の国庫補助金で1,000万円、第3項の一般会計繰入金で1,721万4,000円、第4項の基金繰入金で1,050万1,000円、第5項の企業債で1億

1,130万円でございます。

次に、支出ですが、第1款の資本的支出は、2億5,186万4,000円でございます。その内訳は、第1項の建設改良費で1億2,483万5,000円、第2項の基金積立金で18万1,000円、第3項の企業債償還金で1億2,684万8,000円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億284万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額766万7,000円、及び過年度分損益勘定留保資金9,518万1,000円で補填するものでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

第6条企業債で、企業債の目的、限度額などを定めております。

第7条では一時借入金の限度額を1億円と定めております。

次に、第8条で定めるところの予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、(1)営業費用、営業外費用、(2)建設改良費、基金積立金、企業債償還金と定めているものでございます。

次に、第9条で、議会の議決を経なければ流用できない経費は、(1)の職員給料費とするものでございます。

次に、第10条で、他会計からの補助金は、下水道事業運営のため、一般会計から1億4,226万8,000円を受けるものでございます。

6ページ以降の令和8年度当初予算実施計画以降の説明につきましては、今回、省略させていただきます。

説明は以上です。御審議賜り、御決定賜りいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(永並 啓君)

日程第25「第24号議案 豊能町介護保険条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

それでは、第24号議案、豊能町介護保険条例改正の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、介護保険法施行令の改正に伴いまして所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書3ページから8ページ、議案概要並びに新旧対照表を併せて御覧ください。

今回の改正内容につきましては、介護保険法施行令の改正に伴い、令和7年度税制改正による見直しの影響により、介護保険料の段階が変わり得る第1号保険者について税制改正前と同様の判定となるよう、保険料率の算定に係る特例が定められることから、本町の保険料についてもこれに応じた措置を講ずるため、所要の規定の整備を行うものでございます。

まず一つ目といたしまして、附則第10条として、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例、第11条として、令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例を追加することにより、令和8年度の保険料を判定する際に、令和7年度税制改正見直し前と同様の判定とするよう、措置を講じるものでございます。

二つ目といたしまして、税制改正を受け、令和8年度も住民税非課税となるよう、就労調整を行ったものについては、今回の特例が、保険料の負担増につながる可能性があることから、介護保険法に定める特別の理由に該当するとして、令和8年度保険料算定において、引き続き住民税非課税者の保険料段階まで減免できることとなりました。

この措置に対応するため、附則第12条を追加し、減額規定を整備するものでござい

ます。

なお、この特例による減額は、令和8年度の介護保険料算定において、課税、非課税の判定について、市町村民税非課税者として判定する介護保険料段階までといたします。

附則といたしまして、この条例の施行は令和8年4月1日からといたします。

説明は以上でございます。御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日提案されました議案は3月6日に総括質疑を行い、3月9日の総務建設常任委員会、3月10日の福祉教育常任委員会、3月11日、12日の予算特別委員会で審査された後、最終日の3月24日の本会議で討論、採決を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

次回は3月4日午前9時半より会議を開きます。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後 0時13分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

令和8年度町政運営方針

第2号報告 専決処分の報告の件（令和7年度豊能町一般会計補正予算）

第3号議案 豊能町犯罪被害者等支援条例制定の件

第4号議案 豊能町環境基金条例制定の件

第5号議案 豊能町スクールバス運行に関する条例制定の件

第6号議案 豊能町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める  
条例制定の件

第7号議案 豊能町職員旅費条例改正の件

第8号議案 町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例改正の件

第9号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件

第10号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件

第11号議案 豊能町都市公園条例改正の件

第12号議案 豊能町都市計画審議会条例改正の件

第13号議案 豊能町立学校等屋内運動場及び施設設備の使用に関する条例  
改正の件

第14号議案 豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条  
例改正の件

第15号議案 豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについて

第16号議案 令和7年度豊能町一般会計補正予算（第12回）の件

第17号議案 令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）  
の件

第18号議案 令和8年度豊能町一般会計予算の件

第19号議案 令和8年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件

第20号議案 令和8年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算  
の件

第21号議案 令和8年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件

第22号議案 令和8年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件

第23号議案 令和8年度豊能町下水道事業会計予算の件

第24号議案 豊能町介護保険条例改正の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 9番

同 11番